

品目別（繊維製品）・業種別（繊維工業）
廃棄物処理・リサイクルガイドライン改定案

平成 14 年 7 月 18 日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	ガイドライン改定案
<p>26. 繊維製品</p> <p>1. 回収リサイクルシステムの構築</p> <p>繊維製品、特に衣料品のリサイクルを促進するため、製造事業者、販売事業者、流通事業者、再生事業者、消費者、大学等参加のもとに設置した「繊維製品リサイクル懇談会」を通じ、易リサイクル製品の開発、リサイクル技術開発、再生利用用途に併せリデュース・リユースも含めた3R促進のためのシステム構築について精力的な検討を行い、早急に結論を得る。</p>	<p>26. 繊維製品</p> <p>1. 回収リサイクルシステムの構築</p> <p>一般の衣料品について、一般衣料品の中でリサイクルが可能な品目に関するモデル的なリサイクル・ネットワークを構築し回収・再商品化を推進することができないか、検討を進める。</p> <p>特に、ユニフォーム等の事業者がユーザーとなる製品については、製品の種類が限定的であり再商品化を視野に入れた製品設計が比較的容易であるとともに、ユーザーが限定されていることから回収も比較的効率的に行うことが可能であると考えられる。このため、ユニフォーム等の製品については、可能な品目に関する円滑な回収・再商品化のネットワーク構築を目指し製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者等の関係者が協力しつつ検討を進める。</p> <p>また、繊維の製造事業者、輸入事業者、流通事業者、故繊維事業者、消費者、学識経験者等の関係者が連携して繊維製品の3Rに関する関係者の自主的な取り組みを促し、総合的に3Rを推進するためのコンセンサス形成の場として設置した「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取り組みの促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、昨年度の「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「繊維製品リサイクル懇談会報告書」で指摘された今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> リデュースの推進 a) 生産段階でのリデュース推進 b) 流通段階でのリデュース推進 c) 消費段階でのリデュース推進 リユースの推進 a) 国内中古衣料品市場の活性化 b) 海外中古衣料品市場の活性化 c) 消費者への情報提供・啓発活動の推進 リサイクルの推進 a) 回収繊維製品の再生用途の拡大 b) 再生利用が容易な製品設計の推進 c) 繊維製品の回収・再商品化ルートの構築 d) サーマルリサイクル リサイクル不能品に関する、適正な処分の推進 </div>

2．廃棄物減量化のための対策

(1) リデュースの促進

繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3．易リサイクル及び用途拡大のための技術開発

(1) マテリアルリサイクル技術の開発

(2) ケミカルリサイクル技術の開発

(3) サーマルリサイクル（RPF）技術の開発

(4) 再生用途技術の開発

4．異業種との連携

PETフレークの利用を一層促進する

5．広報・啓発活動の促進

(1) リサイクルファッションショー・展示会の実施

(2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施

2．廃棄物減量化のための対策

リデュースの促進

繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し実需対応型の生産・販売を積極的に推進することにより、中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3．易リサイクル及び用途拡大のための技術開発

回収された繊維製品の再生用途を拡大することは、繊維製品のリサイクル推進に当たって最重要課題であり、繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。

また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。

4．連携によるリユース・リサイクルの推進

(1) 繊維の製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者が協力しつつ、一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築、再生繊維（ここでは回収された使用済み繊維製品を再生し、原材料として使える状態にしたものを指す。一般にはレーヨン、キュブラ等の繊維を指すことが多い）を利用した製品についての販売、再生利用が容易な製品についての回収・再商品化に取り組んでいくよう努める

(2) 海外中古衣料品市場の活性化を図るため、故繊維輸出商等の水平連携を推進し、故繊維輸出商社等が共同して中古衣料に関する海外市場でのマーケティング力の強化を図る。

(3) 中古衣料品事業者と故繊維事業者が協力して、国内で発生する中古衣料品を国内で販売する体制を構築することや中古衣料品についての消費者への普及啓発活動に取り組むよう努める。

(4) PETフレークの利用を一層促進する。

5．広報・啓発活動の促進

(1) リサイクルファッションショー・展示会の実施

(2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施

(3) 繊維製品の適切な排出方法等の普及啓発の推進

回収された繊維製品が最大限再商品化されるよう、消費者に対する繊維製品の適切な排出方法について普及啓発を図るとともに、回収された繊維製品のうち、リユース及びマテリアルリサイクルがされないものについては、サーマルリサイクルを行うことについても一つの選択肢として考慮し、広く消費者の理解を求めていく。

現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	ガイドライン改定案
<p>5．繊維工業</p> <p>1．繊維工業においては、リデュース・リサイクルを促進するため、各業界団体、各企業が自主的に以下の対策を講ずる。</p> <p>汚泥等の減量化のため、化合繊維系製造工程においては脱水・乾燥・焼却等により中間処理を強化し、リサイクルの用途拡大を促進する。また、染色整理工程においては設備の改善を引き続き行う。</p> <p>繊維くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、生産条件の改善や工程管理の強化によりその発生量を削減し、発生したものについては、マテリアル・ケミカル・サーマルの各リサイクルを一層推進する。</p> <p>廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発を推進する。</p>	<p>5．繊維工業</p> <p>1．繊維工業においては、リデュース・リサイクルを促進するため、各業界団体、各企業が自主的に以下の対策を講ずる。</p> <p>汚泥等の減量化のため、化合繊維系製造工程においては脱水・乾燥・焼却等により中間処理を強化し、リサイクルの用途拡大を促進する。また、染色整理工程においては設備の改善を引き続き行う。</p> <p>繊維くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、生産条件の改善や工程管理の強化によりその発生量を削減し、発生したものについては、マテリアル・ケミカル・サーマルの各リサイクルを一層推進する。</p> <p>このほか、繊維の製造事業者は、個々の事業所等において製造工程で発生する繊維くず等の減量化の取り組みを、今後とも継続していくことが必要である。</p> <p>このため、事業者が製造工程から排出される工程内繊維廃棄物の実態を把握し、減量化の目標値を設定し、更には、これを公表していくというような取り組みも、一つの選択肢として関係者が検討する。</p> <p>廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発を推進するため、繊維の製造事業者は再生用途拡大のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。その際、繊維製品以外の再生用途も視野に入れ、幅広い用途の検討を推進する。</p> <p>再生繊維を使用した製品の「マーク」制度を推進するため、繊維の製造事業者は、再生繊維を一定程度使用した再生繊維製品の基準を作り、この基準を満たす製品にマークを付与するとともに、消費者へのPRを積極的に推進していくよう努める。</p> <p>繊維の製造等事業者は、再生繊維を一定程度使用することができる品目を選定し、このような品目に占める再生繊維の利用比率に関する自主的な目標値を設定することが可能かどうか検討する。</p> <p>再生利用が容易な製品の「マーク」制度を推進するため、繊維の製造等事業者は、再生利用が容易な製品の基準を作り、この基準を満たす製品にマークを付与するとともに、流通事業者、故繊維事業者の協力を受けて、これを回収・再商品化するためのシステムの構築を目指すよう努める。</p> <p>例えば100%同一素材で構成される製品等、リサイクルに配</p>

2．繊維製品サプライチェーンにおける産業廃棄物の減量化
繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3．日本染色協会、日本毛整理協会、日本繊維染色連合会と関係する業界団体等が連携して、産業廃棄物の最終処分量の削減方策を検討するとともに、その新たな削減目標の設定について検討する。

慮した製品設計を行うことができる品目を選定し、このような品目に占めるリサイクル配慮製品の生産・販売比率等に関する自主的な目標値の設定を行うことが可能かどうか検討する。

2．繊維製品サプライチェーンにおける産業廃棄物の減量化
繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し、実需対応型の生産・販売を積極的に推進することにより、中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3．日本染色協会、日本毛整理協会、日本繊維染色連合会と関係する業界団体等が連携して、産業廃棄物の最終処分量の削減方策を検討するとともに、その新たな削減目標の設定について検討する。